1　医療安全管理指針

1）　指針

松涛会の理念は、
「医療・介護・福祉の連携により地域社会に貢献いたします。
～あなたの歓びが、私の生きがいです～」であり、その達成の柱に「医療安全」と「感染管理」を置いている。

本指針は、安岡病院における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び事故発生時の対応方法等について基本方針を示すものである。
これに基づき適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

高度化、複雑化する医療環境において、最良の医療を提供するためには、質の高い医療を継続的に実施する事が必要である。

2021 年４月より、病院の提供する医療の質向上を図るための継続的な質改善を支援する部門として**医療質管理室**が設置され、安全管理はその中の部門として位置づけられた。ここに新たに、患者の安全を確保するための、組織的・全病院的な安全管理体制を構築していくものである。

2） 行動指針

⑴患者中心の医療

患者の安全を最優先した安心な医療を受ける環境を整える。

⑵人は誰でも間違えるという前提に基づいて対策を立てる。

誤りは必ず起こるものだという認識を前提に、手順（マニュアル）を整備して周知徹底するとともに、組織的な点検体制を確立して、間違えが事故につながらない環境を築く。

⑶全職員による安全推進

全職員を挙げ、医療安全を推進する。

⑷事例から学ぶ姿勢を持つ

インシデント事例を積極的に報告する意識を育成するとともに、報告できる職場環境を構築する。また、他施設の事例も学ぶ姿勢を養う。

⑸ 適正な報告の実践

全職員がルールに従って適正な報告を行う。

⑹組織的対応・当事者支援

職員からの報告について、病院として組織的対応を行う。個人の責任ではなくシステムとしての改善を心掛ける。

⑺医療者間のコミュニケーションを大切にする

医療チームにおいて医療者相互の確認と監視は必須である。上下間や職種間の隔たりを徹底的に排除する。業務上の報告・連絡・相談を円滑に行い、役職や職域を超えて互いに意見が言い合える環境創りを安全管理の基本とする。

⑻医療の質を検証してその向上に努力する

医療者は自己の医療知識・技術の向上図るための努力を怠らず、病院組織 その支援体制を構築することによって、安全で質の高い用の提供を実現する。 最良の医療水準を的確に把握し、常に自施設の医療について比較検討する。

⑼研修会に参加する。

全職員は、法令に定められた医療安全に関する研修会に年２回参加しなければならない。

（10）医療安全管理者を任命する。

病院長は安全管理のために医療安全管理者を任命し、必要な権限の委譲と、人材、 予算よびインフラなど必要な資源を付与する。